

会 議 記 録

次の協議会を次のとおり開催した。

協 議 会 名 称	令和 7 年度第 1 回埼玉県南部地区福祉有償運送 3 市共同運営協議会		
開 催 日 時	令和 7 年 7 月 14 日 (月) 14:00 ~ 16:00		
開 催 場 所	川口市立青木会館 3 階 会議室 A		
出 席 者 ※ 会 長 等 ◎ 副 会 長 等 ○	◎稲垣具志委員 ○吉田好子委員 田中理子委員 片倉卓委員 齊藤徹委員 小菅透委員 増渕洋一郎委員 岡本香南子委員 林英一委員 小田原道弥委員 北園政昭委員 藤田茂委員 齊藤秀貴委員 増野美七海委員 高山文子委員 佐野公紀委員 山路由紀子委員* (*代理出席者) 団体：特定非営利活動法人悠々いい旅、特定非営利活動法人 Neco ねこ、 特定非営利活動法人原町ケアクラブ、特定非営利活動法人ビーバー 事務局：蕨市福祉総務課 渡邊主任主事、遠藤主事 戸田市福祉保健センター 細川副主幹、武藤主事 川口市福祉総務課 森岡理事、大橋補佐、大川主任、八木主事		
次回開催予定日	令和 7 年 11 月 18 日 (火) 14:00		
問 い 合 わ せ 先	川口市福祉部福祉総務課庶務係 大川・八木 ☎ 048-259-7929 ✉ 083.01000@city.kawaguchi.saitama.jp		
会 議 記 録	発言記録 ・ 要約	要約した理由	会議記録の公開に関する取扱い要領 第 5 条第 2 項 (3) による。
協 議 内 容	1 開 会 2 委 員 紹 介 3 正・副会長選出 4 事務担当紹介 5 議 題 (1) 令和 6 年度下半期福祉有償運送運営状況報告について (2) 登録団体の更新申請について (3) 旅客から収受する対価の変更について (4) 軽微な事項の変更等について (5) 新規登録団体の申請について (6) その他 5 閉 会		
協 議 結 果	全ての議題について承認された。		

項目	説明者	内 容
1 開会	事務局	～事務局挨拶～ 会議録作成のため、録音することの了承を得る。 蛭名委員の代理として、山路様ご出席の旨報告する 埼玉県南部地区における福祉有償運送の必要性について確認する。
2 委員紹介	事務局	～委員紹介～ 埼玉県南部地区福祉有償運送 3 市共同運営協議会設置要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき、委員の過半数以上の出席により会議の成立を報告する。
3 正・副会長選出	事務局	要項第 6 条 2 項より、委員互選にて稲垣委員が会長に就任。 要項第 6 条 4 項より、会長指名にて吉田委員が副会長に就任。 ～会長挨拶～ ～副会長挨拶～
4 事務担当紹介	事務局	～各市事務担当職員紹介～
5 議題	会長	議題（１）令和 6 年度下半期福祉有償運送運営状況報告について
	事務局	～資料に沿って説明～
	会長	質問や意見があれば発言をお願いしたい。
	委員	料金の誤徴収についてお話があったが、タクシーのようにメーターのようなものをつけて徴収しているのではないか。
	事務局	距離を測るためにメーターはもちろんついていると思うが、今回は加算部分を 200 円ではなく 250 円で徴収しているという元々金額を間違えていた。そのため、メーターが合っていても間違えてしまっていたということになる。
	会長	運賃が変わったときにメーターの書き換えを行っていればこんなことにはならなかった。
	委員	初乗りの部分も 300 円だったのか。
	事務局	初乗りの部分は変更後の 500 円で徴収していた。
	会長	初乗りは 300 円から 500 円に切り替えていたが、追加分を減額設定していなかったということ。
	会長	プロ業者からするとあり得ない話であるが、一つ目の原因として責

		任が一人に集中しており、リスク分散が行われていなかったことが記載されている。 二つ目として書類の保管状況について記載されているが、データの設定は書類の保管状況以前の話である。
	会長	事業者さんは反省しているのか。
	事務局	はい。
	委員	オドメーターのようなもので金額計算しているのか。 その場合 1 キロ 200 円とか 250 円で加算するのではなく、オドメーターを運行開始時と終了時に使用し、出てきた金額にかけるというタイプの出し方でよいか。
	事務局	そこまでは確認出来ていないため、この後事業者さんがいらっしゃるので直接確認いただきたい。
	委員	自動計算のようなものであれば、県に申請した新しい金額通りに設定すればいいと思うが、事業者さんの方でオドメーター等で計算をして金額をかけているのであれば、金額が合っていたとしても、以降 1 k mあたりの加算金額を間違えて収受してしまうことが起こるのかなと思念のための確認。
	委員	県に提出された資料が今手元になく、パソコンのデータにもないので、会議が終わり次第職場に戻って確認したい。
	会長	再発防止策として複数人のチェックがあり、原因は保管・管理体制とのことなので、最初はメーターの設定から問題が始まっているが、その後回避できる、気づく場面は複数回あり、それらがすべてスルーされてしまっていたということなので、きちんと再発防止策をしていただきたい。
	会長	最後のチェックは事務局であり、問題が起きたのは一昨年の下半期と昨年の上半期なので、事務局は戸田市さん。報告が上がってきてチェックするときに、なぜそこがスルーされてしまったのかはどのように自己分析されるか。
	戸田市	事務局の方で各団体から書類が提出されてきて、取りまとめる際にチェックをするのですが、そこが漏れてしまった。
	会長	返還するのも大変な業務だが、ここで再度ミスが起きないようにしていただきたい。
	会長	利用者さんにはお伝えされているか。

	事務局	一部の利用者さんにはすでにお伝えいただき、これから順次返還作業に入るとことを聞いている。
	会長	委員の皆様は協議会の一員として、責任を持って出席している。ぜひとも今後はこのようなことが起こらないようにしていただきたい。
	会長	他に質問や意見があれば発言をお願いしたい。
	会長	上半期と下半期を比べた時に、さくら草さんと Neco ねこさんの実績が落ちているが理由があれば伺いたい。
	事務局	さくら草さんは障害福祉サービス事業所もやっており、そちらで人員基準を満たす必要があり、法人全体の人手不足が原因である。ヒアリングの結果、廃止の可能性もある。
	会長	需要があるのに担い手が不足していることは深刻な問題である。
	会長	Neco ねこさんについても理由があれば伺いたい。
	事務局	特に確認はしていないため、このあと更新でいらっしゃるので直接確認いただきたい。
	会長	他に質問や意見があれば発言をお願いしたい。なければ議題（１）を承認して問題ないか。
	委員一同	異議なし
	会長	異議なしと認め協議成立とする。
	会長	議題（２）登録団体の更新申請について 特定非営利活動法人 Neco ねこ入室
	事務局	特定非営利活動法人 Neco ねこ ～事務局説明～
	会長	事業者さんから何か補足等説明やコメントしたいことはあるか。
	事業者	特になし。
	会長	質問や意見があれば発言をお願いしたい。
	会長	15 人が利用会員で登録されているが移送サービスは 15 人利用されるか。

事業者	そのようなことではなく、前回対価の変更をしてお客さんが減ってしまったり、施設に入られて減ってしまった事実もある。ただそれでも利用したい方が残っており、口コミや現在利用中の方からの紹介で増えている部分もある。困っている方がたくさんいるのが事実なのを受け止め、今後も業務を継続していきたい。
会長	名簿に登録されているけど利用がない方、新たに登録をされている方含め 15 人ということだが、実際に利用されている方は何人か。
事業者	4 人は常時利用している。他の方は 1 年に 1 回や 2 か月に 1 回など理由によってさまざま。
委員	資料 17 ページの参考様式第 2 号、車両の一覧の資料で使用者名が車検証と異なっているので修正が必要。
事業者	修正する旨、回答。
委員	車検証の使用目的が日常レジャー用になっているが問題ないか。
事業者	事前に保険会社に確認したが、使用日数が月に 15 日に満たないのであれば問題ないとのこと。
会長	今後利用者が増加して、15 日を超えてしまう心配はないか。
事業者	ヘルパー事業をメインに行っている会社なため、15 日を超えてしまう心配はない。
会長	万が一すごく回数が増えた時に、使用日数が月に 15 日に満たない保険であることを忘れないでいただきたい。
会長	他に質問や意見があれば発言をお願いしたい。
会長	先ほど対価の変更で利用が減ったとあった。どうしてもという方が使用しているということだが、昨年の上半期と下半期を比べて、走行距離は大きく変わりはないが、下半期の回数がすごく減っていたのはそのような事情で間違いないか。
事業者	間違いない。
会長	他に質問や意見があれば発言をお願いしたい。なければ協議の結果として内容に問題ないが、P17 参考様式第Ⅰ号の車両の一覧の所有者名と使用者名を車検証に記載のものに修正し、事務局の確認後、修正したものを提出という条件付き承認で問題ないか。
委員一同	異議なし

会長	異議なしと認め協議成立とする。 特定非営利活動法人 Neco ねこ退室 特定非営利活動法人悠々いい旅入室
事務局	特定非営利活動法人悠々いい旅 ～事務局説明～
会長	事業者さんから何か補足等説明やコメントしたいことがあるか。
会長	1 年間ほど間違っ て料金を収受されていたということについて確認させていただきたい。
会長	令和 5 年 7 月 2 5 日の協議会で対価の変更が承認されていて、初乗り 3 0 0 円、以後 1 km あたり 2 5 0 円の設定が初乗り 5 0 0 円、以後 1 km あたり 2 0 0 円に変更になったが、実際に運行されるときにメーターを回して、降りるときにメーターを見て金額をお伝えし、対価をいただいているということで間違いはないか。
事業者	出発時にオドメーターを 0 にし、目的地に着いたときの距離をチェックしている。
会長	その時に料金はメーターに出るか。
事業者	料金は目的地に着いた時に手で計算する。
会長	メーターに料金を事前に設定して、タクシーのように距離と同時に料金が出るわけではないのか。
事業者	タクシーのようにはない。
会長	誤って収受していた料金の時は、手計算の金額設定の認識が誤っていたという事か。
事業者	そのとおり。
会長	他に質問や意見があれば発言をお願いしたい。
事業者	オドメーターは、出発時に 0 にするのが通常だが、0 にし忘れる時もあるため、距離的に短くなり、収受する対価が安くなる場合もある。
会長	内容の理解はできるが、そのような事態が起きることが理解できない。

事業者	一人で車いすを乗せたりなどで出発が遅くなり、早く出なければいけないと、つい忘れてしまう時がある。
委員	出発時にオドメーターを0にし、目的地に着いた時の距離をチェックして手計算で算出との事だが、安全確認や利用者さんの車いすなど気を遣う事がたくさんあると思う。 運送の対価の部分でやってしまった事はこれから正してもらうが、これからの部分で同じ事が起こると厳しくなるので、日報を書く際に『オドメーターを0にするのを忘れない』のメモ書きやハンドルに貼ること、運賃の部分についても初乗り500円、以後200円と至るところに貼ることで忘れないようにするなど色々工夫する方法はある。 人が行うことなので忘れてしまうことはあると思うが、0にしなければいけない部分であるため、今後気を付けていただきたい。
委員	オドメーターを0にするのを忘れてしまうなどが通ってしまうのであれば、対価はどうにでもなるような話に感じるがいかがなものか。
委員	タクシー業者さんのようにメーターでやるのは、オドメーターを使用している以上出来ないため、先ほどの提案のようにハンドルに貼るなどの対応をしていただくしかない。
委員	対価をとるのにそのようなことでよいのか。
委員	具体的な対策は他にあるか。
会長	扉を開ける度に『オドメーター0設定』というスピーカーを付けるなどではないか。
委員	お客さんはそれでは納得しないのでは。
会長	途中でメーターを押すということは安くはなるが、事業者さんとお客様の関係だけではない。申請を出す際にタクシー料金の8割が目安となっており、既存の公共交通であり生計を立てている個人タクシーの事業者などもいる中で、福祉のスペシャルトランスポートサービスとして安めの料金設定として特別措置で法的に認められている。 その時に運行距離は対価に直結するため、サービスを受ける側と提供する側との話だけではない。
会長	実際の輸送している距離よりも短く実績が上がってしまうことは非常に影響が大きいことなのを認識いただきたい。
事業者	理解した。

	会長	書類をきちんと整理して新しい情報にすることや複数人でチェックするという今後の再発防止策が書かれていて確認したところであるが、新たにオドメーターを0にし忘れるといったようなことも発覚しており、そのことに関して委員が忘れないように紙で貼っておくようにと発言いただいたが、ご自身でも再発防止策をしっかりと考えてご報告いただく必要があるのではないか。
	会長	今回の更新申請にあたって、適正な運行管理が担保できていないところがある。実績を見るとおひとりなのにかかなりの輸送実績をお持ちなので敬意を表したいところではあるが、お金と安全の話は非常に重要であるため、オドメーターの管理・料金の収受に関する再発防止策をご報告いただくことは、必須であるのではないか。
	会長	対価を誤って徴収してしまった原因として、おひとりで対応されていてチェック機能が働いていなかったと書かれているが、今回申請のP108の運行管理の体制図を見ると、運行管理の責任者の代行者として名前が記載されているが、今までと変更はないのか。
	事業者	変更ないと思われるが、過去の資料が手元にないため不明。
	会長	再発防止策に複数人でチェックするといったことが書かれているが、それがこの図に反映されるべきではないか。 責任者のため、記載のような図になってしまうのか。
	事業者	一人で行っているため、このようになってしまう。
	会長	複数人でチェックされるとの記載があるが、運行管理の責任者の代行者とチェックされるのか。
	事業者	理事があと2人おり、社員も1名いるため連携したい。
	会長	数年前、運輸支局の方に厳しい目で見ていただいた際に、運行管理表のところ指摘があったと記憶する。
	事業者	その際に修正を行った。
	会長	修正を行っても今回のようなことが起こってしまったのであれば、実態としては複数人でのチェック機能は働いていなかったということ。
	事業者	電話などでも確認をしてもらう方法はあるが、身近にいる方にチェックしてもらうのがいいと思うので今の状況がいいと感じる。
	会長	日々の乗務の最後の段階で複数人のチェックを行うのか。

	事業者	これから行なっていくようにする。
	会長	再度同じような状況が起きてしまうともっと大変なことになってしまう。
	事業者	私が全部入力をしているため、入力ミスなのかは不明だが、先日パソコンが壊れてしまうという、大変な事になり、OS やハードディスクの入替を行った。 今までのデータが無くなってはいないが、どこかのハードディスクに最新のデータが保存されているか分からないようなことが起きたため、一人ではなく複数でチェックするのがよいと考える。
	会長	情報管理の話が出てきたが、個人情報が含まれているため、どこに保存したか分からないのは問題。
	事業者	ハードディスクが複数あり、その中のどこかのため、他に情報が漏れる心配はない。
	会長	バックアップを取っていないのではないかな。
	事業者	バックアップ自体はあるが、たくさんありすぎて分からなくなった。
	会長	行政の職員の方々は個人情報の取扱いについてはものすごく敏感に取り扱っていると思う。今の管理体制で大丈夫なのかとても心配なのだが、事務局としてはいかがなものか。
	事務局	パソコン内のデータの保存場所が分からないのは致命的なので、事業者さんと協議の上、管理方法について調整をしていき、次回に報告を行いたい。
	会長	現地で確認を行うか。
	事務局	事業者さんが問題なければ、事務所まで伺うことも可能なので、調整を行いたい。
	会長	協議会としては現地確認を行わないと承認は難しい。
	会長	他に書類の様式や記載されている情報に質問や意見があるか。
	委員	旅客の名簿で住所がかなり遠い県にある方がいるが問題はないか。
	事業者	施設に入られている方であり、実際の住まい自体は運送区域内。

会長	申請の書類上は問題ないか。
事業者	介護保険者証の住所を記入しており、ケアマネさんに確認したら問題ないとのこと。
会長	県または運輸支局の方の見解を伺いたい。
委員	住民票が県外であっても、運送区域内に該当する市にお住まいなので、あり得ない内容ではない。
委員	行政上の書類として問題がなければよい。
委員	実際に旅客が運送をしているのが、事業者さんが運送の区域としている市町村であれば問題ない。
会長	書類上、確認ができなくても問題はないか。
委員	ヒアリング等々で事業者さんと確認をした上での申請になるが、県の最終的な申請を把握していないため、回答をお願いしたい。
会長	県の見解を伺いたい。
委員	住民票に記載の住所で手続きを進めている。
会長	問題ないとの確認がとれた。 他に質問や意見があれば発言をお願いしたい。
会長	運送の対価の誤徴収については再発防止策としてより具体的なものの、それに加えてオドメーターの0設定を忘れずに行う対策、個人情報の取り扱いについてはきちんと管理徹底するための方策の3点を明示していただき、委員の皆様にもご確認いただき、お認めいただくことの条件付き承認で問題ないか。
委員一同	異議なし
会長	異議なしと認め協議成立とする。
会長	議題（3）旅客から収受する対価の変更について
事務局	特定非営利活動法人悠々いい旅 ～事務局説明～
会長	質問や意見があれば発言をお願いしたい。
会長	今回の対価の変更の意図について事業者の説明を求める。

	事業者	ガソリン代の高騰、車の維持管理費があり、値上げせざるを得ない状況になった。
	会長	値上げにより利用をあきらめてしまう利用者さんはいないか。
	事業者	たくさんの問い合わせがあるためいないと考える。
	会長	国土交通省から示されているタクシー料金の 8 割には満たしていないことが確認できる。
	会長	質問や意見があれば発言をお願いしたい。 他に意見が無ければ、対価の変更申請を承認して問題ないか。
	委員一同	異議なし
	会長	異議なしと認め協議成立とする。 更新申請については適切に対応いただき、再発防止策について提示をお願いしたい。
		特定非営利活動法人悠々いい旅退室
		特定非営利活動法人原町ケアクラブ入室 ～事務局説明～
	会長	今回の対価の変更の意図について事業者に説明を求める。
	事業者	ガソリン代の高騰、お手伝いサービス代等の高騰で 100 円値上げせざるを得ない状況になった。
	会長	値上げにより利用をあきらめてしまう利用者さんはいないか。
	事業者	利用される方は病院等に行くのが主な利用なので、サービスがあつてよかったとのお声をいただいているため、心配はない。
	会長	他に意見はないか。異議内容なら協議成立でよいか。
	委員一同	異議なし
	会長	異議なしと認め協議成立とする。
		～特定非営利活動法人原町ケアクラブ退室～
	会長	議題（４）軽微な事項の変更等について 事務局へ説明を求める。

	事務局	～事務局説明～
	会長	さくら草さんについては、先ほど議論にもあったが担い手不足のため、車両の減少がある。意見等ないか。
	委員一同	異議なし
	会長	本件は報告事項により、これをもって確認とし、承認する。
	会長	議題（５）新規登録団体の申請について
		特定非営利活動法人ビーバー入室
	事務局	特定非営利活動法人ビーバー ～事務局説明～
	会長	事業者さんから何か補足等説明はあるか。
	事業者	特になし。
	会長	今回南部地区で開始するきっかけは。
	事業者	草加市を中心に障害児の通所支援をしており、利用者の方が川口市、草加市、八潮市などの周辺に渡っているため、エリアを川口市、戸田市、蕨市に申請を出すことで利用を増やしていけたらと思い申請。
	会長	旅客の名簿を確認すると一人だが、既に利用される方がおり、今後増える可能性があるのか。
	事業者	はい。
	会長	質問や意見があれば発言をお願いしたい。
	会長	事務局に質問で会議次第 P12 の旅客の範囲はイと記載があるか、イ、ロ、ハ、トの間違いではないか。
	事務局	会長の仰る通り、間違い。
	会長	事業者さんもその認識で間違いはないか。
	事業者	間違いはない。
	会長	申請書類ではないため問題はないが、会議資料としては修正いただ

		きたい。
	会長	3 台の申請だが、他の地域も含めて 3 台か。
	事業者	同時に使用することがあるため、1 台では足りないので、3 台申請したい。
	会長	他の地域も含めて福祉有償運送で使用する車は 3 台なのか。
	事業者	間違いない。
	会長	他の地域の実績として、年あるいは半年の実績はどのくらいか。
	事業者	まだ報告にはあがっていないが、前年度は 10 台で今年に入って拡充し、埼玉南地区の草加市を中心に上半期 4 月から始まって現在で 20 件以上はある。ただ、福祉有償運送だけではなく他の事業との合算にはなる。
	会長	運転者も 4 名の登録。
	会長	時間制で初乗り 30 分以内 2,920 円でタクシー料金の 8 割が目安で合わせているが、実際利用するかは、利用者さん次第。
	会長	質問や意見があれば発言をお願いしたい。
	委員	他の制度を利用されているとのことだが、他に車を利用できる制度はないと思うが具体的に伺いたい。
	事業者	生活サポート事業の中で車を使用するものは福祉有償運送、車を使用しないのは送迎となる。
	委員	生活サポート事業を適用する場合は 60 分あたり 950 円、適用しない場合には 30 分以内 2,920 円とすごく差があるが、そこはどのように考えているか伺いたい。
	事業者	実質発生していない内容で生活サポート事業を適用する範囲でしか利用されていないのが現状。ただタクシー料金の 8 割を請求できる状況であるため、このような運賃となっている。実績としては 2,850 円となっており、自己負担額としてはタクシー料金の 3 分の 1 以下としてご負担いただいている。現状発生はしていなく、幅を持たせた形にはなっているため、今後発生してくる可能性があると考える。
	会長	他に意見はないか。異議ないようなら承認として協議成立でよいのか。

6 閉会	委員一同	異議なし
	会長	異議なしと認め協議成立とする。 ～特定非営利活動法人 ビーバー退室～
	会長	議題（６）その他について
	事務局	第２回（１１月１８日火曜日の午後２時から、令和７年度上半期の実績報告等を行う予定）、第３回（令和８年２月２０日金曜日の午後２時から更新登録審査を行う予定）協議会の案内を行う。
	会長	本日予定していた案件は全て終了した。進行を事務局へ返す。
	事務局	以上で、令和７年度 第１回埼玉県南部地区福祉有償運送３市共同運営協議会を閉会とする。